

第三者評価結果の公表事項(児童養護施設)

①第三者評価機関名

一般社団法人 福祉サービス評価センター

②評価調査者研修修了番号

Sk18058・26 地福第 1576-32 号・22 地福第 1000-20 号・18 地福第 1328-4 号

③施設の情報

名称：和進館児童ホーム	種別：児童養護施設	
代表者氏名：長谷川晃久	定員（利用人数）：45名	
所在地：愛知県名古屋守山区廿軒家13番32号		
TEL：052-793-0122	ホームページ： http://www.washin.or.jp	
【施設の概要】		
開設年月日：1951年4月1日		
経営法人・設置主体（法人名等）：社会福祉法人 和進奉仕会		
職員数	常勤職員：30名	非常勤職員：3名
有資格 職員数	社会福祉士：3名	栄養士：1名
	保育士：10名	臨床心理士：1名
	児童指導員：11名	医師（嘱託医）：1名
施設・設備 の概要	居室数33、相談室2	心理療法室、医務室
	浴室6、便所14、調理室	

④理念・基本方針

【 理念 】 「和進」「奉仕」「豊生」

人はそれぞれの人生の舞台に立っている。ひとりひとりが、その人なりの個性を發揮し、かけがえのない人生を謳歌する。

そのような社会実現のため「人間の生活の質」を基本とし、互いの自立と個性を尊重した人間関係の形成を積極的に築くことを理念とする。

「和進」・・・仲良くする事を大切に、和を以って進む

「奉仕」・・・感謝と思いやりの心で、社会に奉仕する

「豊生」・・・誰もが、心豊かに生きる

【 基本方針 】

児童自身が、日常生活の中で家庭的な雰囲気や自然に親しむ体験を通じ、小さい事柄から選択肢を持ち自己決定を積み重ねることで自立心を養う。

「安心」「自信」「自由」を獲得して、児童相互の協調性や思いやりを培いながら子どもたちの抱える問題に対応できるサービスを提供していく。

⑤施設の特徴的な取組

平成 21 年の施設建て替えを機に、5 ユニットで小規模グループケアを実施しており、「より家庭的な支援」「質の高い支援」を目指して、ユニット毎に玄関・キッチン・浴室・トイレを整備し、ユニットは個室で年齢を考慮した男女別の横割りで運営し、より家庭的できめ細やかなケアの実現を目指し、子どもたちの養育・支援に取り組んでいる。

1. 45 名定員の施設において、幼児・小学生低学年は 15 名の 1 ユニット、学童は 6 名の 5 ユニットで小規模グループケアを実施している。各職員が担当を受け持つことにより、児童・職員相互の信頼関係を深めて各児童の成長過程に責任を持って養育・支援を行っている。

2. 児童養護施設と特別養護老人ホームの合築になっており、児童と高齢者が日々のふれあいの中で、ともに生きていくことをコンセプトに様々な交流を行っている。

3. 各ユニットでは、家庭的な環境に近い支援として「ユニット調理」に取り組んでおり、誰がどのように食事を作ったのかなど、自分との関わりの中で作った人と一緒に食事する取組みを行っている。

4. 児童における学習の習慣と基礎学力の向上を目的として、学習支援に力を入れており、学力に応じた教材のもとでその子にあった学習プログラムを立て、児童の将来への進路選択の拡大に繋げる取組みを行っている。

5. 平成 21 年度よりショートステイ専用のスペースを確保しており、定員以外で常時 2 名の受け入れが可能であり、地域の子育て支援に貢献している。

また、ボランティアを積極的に受け入れ、職員とは異なった立場から様々な考えを子どもに伝えることで、子どもの価値観を豊かにし成長につなげることを目指し、地域との交流を広げる取組みとしている。

⑥第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和元年 9 月 4 日（契約日） ～ 令和 2 年 3 月 16 日（評価結果確定日）
前回の受審時期（評価結果確定年度）	平成 28 年度

⑦総評

◇ 特に評価の高い点

2019 年は「子どもの権利条約」が国連で採択されて 30 年、日本が批准して 25 年という節目の年である。子どもの権利を守るのは大人の責務と義務であり、様々な事情により入所している子どもに対し安心して生活できる場を提供し、必要な養育を受けさせるとともに、家庭的な環境のもとで心身ともに健やかに育てながら、最終目標として、家庭復帰及び社会への自立を目指すため様々な取組みを行っている。

1. 子どもの人権の尊重

“子どもの権利条約“を始め児童福祉法等を遵守するとともに、児童の人権を尊重し、子どもの心の声に耳を傾けつつ多様性を認め、プライバシーの保護に配慮したうえで、子どもの最善の利益を守る中で自主性や自己決定を尊重している。また、子どもの成長においては、家庭の理解と協力が大きな力となることから、家族との協議を丁寧に行うとともに、家庭に戻り家族と暮らすことが子どもにとって最大の願いであり、早期に家庭復帰できるための環境づくりに積極的に取り組んでいる。

2. 健やかな成長を促すための養育と支援

子どもの年齢や能力・発達状況に応じて適切な教育環境を整えるとともに、より発達や成長を促すために様々な取り組みを行うことで、健やかな成長を支援している。また、自立を促すための取り組みとして、社会へ巣立つにあたり、経済的自立は無論のこと、社会的自立、生活の自立、さらにはこれらをささえる精神的自立の力を養うことができるよう、様々な取り組みを行っている。

3. 安心、安全な生活の確保

子どもを病気や事故等から守り、安心して生活できるよう衣食住を整えるとともに、心理面においてもケアを行い、より安全で安心な生活環境づくりに努めている。また、養育・支援にあたり、暴力や体罰は禁止し言葉や姿勢による支援を行っている。子どもを守り健やかに育てるためには、職員の熱意と人間性、専門性の向上が不可欠であることから、これらを高めていくための研修や取り組みにも積極的に取り組んでいる。

◇ 改善を求められる点

児童養護施設においては「ユニット化」「小規模化」「地域分散化」の実現は、より良い養育環境を整えるために積極的に取り組む項目であり、現在当施設では「地域分散化」に向け取り組みを進めている段階である。今後は、児童養護施設の高機能化・多機能化を目指すべく事業の受託、ファミリーホーム・里親との連携強化、地域交流スペース等ハードの充足など、多くのアイデアが温められている。自己評価等を通じて、心理等専門職のさらなる活用、自立支援担当職員の配置、養育・支援に対する視野の広さを備えた職員の育成等、具体的課題と目標が挙げられており、職員・子どもたち等々の意見を取り入れながら前へ進めていくことが望まれる。

1. 自己評価・第三者評価の結果から明確になった課題

第三者評価は定期的を受審しているが、自己評価や第三者評価における課題について文書化し、職員間で共有するとともに全員で改善策の検討に取り組むことが求められる。養育・支援の向上に向けて、評価結果を十分に活用するために早急に体制を整備し、改善策について定期的な会議などの場で活動を振り返るとともに、状況によっては課題の内容を吟味したうえで、見直しを行うための取り組みを期待する。

2. 総合的な人事管理の構築

職員は、個々に目標をもって職務に励んでいるが、職責ごとに求められる能力や組

織における役割などを明示することで、目標の達成度が評価できるとともに、職員に必要な研修ニーズも見えてくる。個々の目標の積み上げは職員の成長の足跡となり、職員個々においても目指す方向が見えるとともに、求められている能力を自覚することができる。

今後は、職員が問題意識や使命感を持って業務に取り組むことで人材の育成や定着に繋がるよう、効果的な人材育成や職員のモチベーションアップのためにキャリアパス制度を構築し、職員に伝えるとともに総合的な人事管理に取り組んで頂きたい。

3. 標準的な実施方法の計画的な見直し

養育・支援の標準的な実施方法である「マニュアル」については、日々養育・支援をしていく中で、各ユニットや職員全体で内容の修正や追加等の見直しを行っている。しかしながら、事業を実施するなかで、P（計画）、D（実行）までは意識し行われているが、C（評価）、A（見直し）のサイクルについての意識が乏しいと思われる。

事業の実施において随時振り返りや評価を行い、次の行動や計画につなげるにあたり「何のために評価するのか」「目的や目標は何か」などを意識して行うことが望まれるところである。

職員が自分達の仕事を改めて確認することは、達成感ややりがいを感じることに繋がるため、評価や見直しを具体的に視覚化することが求められる。新たに仕組みを作ったうえで見直しを定期的に行い、内容の充実を図り、子どもの人権尊重や権利擁護等に配慮した養育・支援の実現に取り組むことを期待する。

4. 退所後のアフターケアの体制づくり

退所後のアフターケアについては、行政機関、運営団体、警察など各団体との連携を保ちながら自立支援専門相談員を中心に取組んでいる。年齢に応じた退所後に向けた時間軸の支援プログラムの整備やリービングケアの指導や退所後の相談記録の整備などを課題としており、現段階でどの職員でも対応できるという状況には至っていない。リービングケアの支援や退所後の相談記録の整備など、職員間での情報共有への取り組みが望まれる。

⑧第三者評価結果に対する施設のコメント

子どもの養育・支援に関する項目は一定の評価を頂けましたが、施設の運営管理や組織的な取り組みに関する項目では、不十分な点が多いことを再認識いたしました。改善に努めてまいります。

受審日における調査員とのやりとりも有意義でしたが、一次評価後の確認も、今後の施設運営におけるヒントを与えて頂きました。

⑨第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

(別紙)

第三者評価結果（児童養護施設）

※すべての評価細目（共通評価基準 45 項目・内容評価基準 25 項目）について、判断基準（a・b・c の 3 段階）に基づいた評価結果を表示する。
※評価細目毎に第三者評価機関の判定理由等のコメントを記述する。

共通評価基準（45 項目）

評価対象 I 養育・支援の基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

		第三者評価結果
I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a・b・c
〈コメント〉 ・理念の「和進」「奉仕」「豊生」に基づく基本方針がホームページにも掲載している。 ・理念、経営方針、事業計画などは、年度初めに職員会議において資料を配付、説明して職員全体に伝えている。子どもや保護者へは関係することに絞るその都度説明するようにしている。		

I-2 経営状況の把握

		第三者評価結果
I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		
2	I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a・b・c
〈コメント〉 ・名古屋市が開催する「名古屋市社会的養育推進計画会議」などに参加して施設経営を取り巻く環境や情報を把握しており、リスクマネジメントについては、法人内のセンター会議や合同会議から情報を得ている。		
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。	a・b・c
〈コメント〉 ・得られた情報については運営会議にて分析して中・長期計画や事業計画で取り組む課題を明確にし、方策を検討しているが、まだ十分でないところもあり、改善の余地がある。		

I-3 事業計画の策定

		第三者評価結果
I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		

4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a・⑥・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童福祉法の理念のもと「新しい社会的養育ビジョン」で掲げられた取組みを通じて、子どもの最善の利益を実現していくために、国の示す方向性と市の現状を踏まえた中・長期計画の策定を期待する。 ・「施設の中長期ビジョン」を見る限り、中・長期に亘る取組みが見られるので、第三者評価からの課題と併せて中・長期計画の項目へ含めることについて検討されることが望ましい。 		
5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a・⑥・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・単年度の事業計画は、運営方針・活動計画について詳細に決められている。事業計画の中で、中・長期での取組については、年表などに整理した数値目標に対して効果の確認をするとともに、各項目の成果が自己満足になってしまうことがあるので、数値化の工夫をして喜びを共有化されたい。 		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a・⑥・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業計画は主任以上が参加する運営会議で職場・職種別に実施状況と評価を行うとともに、計画策定について職員参画のもと次年度の取組みに反映させている。 ・現場視察・職員インタビューから職場環境の風通しも良く、質の高い養育がなされていることが汲み取れる。 		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	a・b・⑥
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもに対しては事業計画を説明し理解を求めても難しいと判断し、行事や養育支援に対する変更点についてのみ、その都度説明して支援を行っている。 ・保護者に対しては、来訪された時や家庭支援の中で説明するようにしているが、配付方法も含め工夫されたい。 		

I-4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組

		第三者評価結果
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	a・⑥・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・第三者評価・自己評価の結果は、職員会議で評価結果の分析から検討までを取り上げ、組織的な取組みとして「PDCAサイクル」に基づいて実施事項を決めて各担当者へ展開を図って 		

いる。		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき組織として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・第三者評価や自己評価の結果について課題を明確にし、解決・改善に向け計画的に取り組む必要がある。職員間で課題等を共有するとともに、評価や課題の実施状況の確認について各担当の判断に委ねられているため、誰でもが判断ができる到達目標の設定が必要と考えます。 		

評価対象Ⅱ 施設の運営管理

Ⅱ-1 施設長の責任とリーダーシップ

		第三者評価結果
Ⅱ-1-(1) 施設長の責任が明確にされている。		
10	Ⅱ-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設長は施設運営の責任者として、自らの役割と責任について職務分担表により会議や研修の場で表明し職員に周知している。 ・施設長不在時の権限委譲は、様々な機会に職員へ伝えているものの文章化し明らかにされたい。 		
11	Ⅱ-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設長は名古屋市等が企画する研修計画に関わりを持っており、法令・制度変更等の把握やコンプライアンスに関する研修に全て出席している。研修で得られた情報は職員会議にて伝えられ、子どもの支援に関する「決まり」は施設の「ルール委員会」で展開されている。 ・個人情報、倫理、虐待防止、セクシャルハラスメントに関する規程はあるが、幅広い範囲でのコンプライアンス規程集を整理されたい。 		
Ⅱ-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		
12	Ⅱ-1-(2)-① 養育・支援の質の向上に意欲をもち、その取組に指導力を発揮している。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・施設長として運営会議や職員会議に出席し、日々現状について把握に努めている。業務について職員の声を聞き、個々の課題に直接アドバイスを行っており、職員との面談においても、困りごとや提案など何らかの問題があれば相談に乗っている。他種別施設への転勤が少ないことで、持続性を持たせた取組みは子どもとの良い関係に功を奏している。 ・養育・支援の取組みは充実された内容で実施されているものの、職員の意欲をさらに高めるためには、目標と方策が誰でも同じ評価ができる目標の数値化などの工夫に改善の余地がある。 		

13	Ⅱ-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員配置において、児童男女縦割りから横割りへ変えたことで、子ども間のトラブルが減少し突発的な業務も少なくなり、子どもたちに対する支援の質を向上することができた。 ・事務作業の効率化としてフリーアドレステーブルの採用により、いつでも空いた時間帯に事務作業ができるようスペースの効率的利用を図っている。 		

Ⅱ-2 福祉人材の確保・育成

		第三者評価結果
Ⅱ-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		
14	Ⅱ-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員の定着率はよい状況にあり、職員の採用は児童養護施設を希望している人を優先的に採用するよう努めている。 ・保育士実習を中心に実習生を多数受入れており、次世代職員の育成に力を注いでいる。複雑化する子どもの抱える課題に対応できる専門性が要求される状況を踏まえて、職員全員との共有を図りながら計画的に採用活動を行っていくことを期待したい。 		
15	Ⅱ-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・人事考課制度については4年前に評価票による評定制度を廃止し、現在は先輩職員と職員の面談において、期待する職員像に対する成長度を判断する制度に変更し運用している。 ・採用に当たっては、期待する職員像に照らし合わせて見極めに努めるとともに、実習や試用期間を設けて採用後の退職をなくす取組みをしている。今後も継続的に取組むとともに、スキルの高い人材確保のためにキャリアパスについて、新たに構築されることを期待する。 		
Ⅱ-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	Ⅱ-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員とは年に1回相談ごとを含めて面談を行い、就業状況や意向及び問題点を把握し対処しており、働きやすい職場環境づくりに努めている。 ・有給休暇の取得状況や超過勤務については、超過勤務申請書の綴りに基づいて適切に管理されている。 		
Ⅱ-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	Ⅱ-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・目標管理制度は実施していないが、職員一人ひとりの目標については、経験豊富な職員とのコミュニケーションを高める取り組みの中で養育や支援の向上に取り組んでいる。職員への理 		

<p>解を促すとともに、より良い仕組みと運用について工夫を加えたうえで、さらなる取組みを期待する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個人面談や各種会議において事業計画の実施状況や成果などを聞き取ることにより、職員の成長の状況を判断しているが判断基準を明確にされたい。 		
18	<p>Ⅱ-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。</p>	a・⑥・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 研修計画に基づいて計画的に受講できているが、事業計画に研修計画を位置づけ明示されることが望まれるとともに「階層別」「職種別」「テーマ別」などに整理した方が目的に沿った研修の受講が確保できるので検討されたい。 		
19	<p>Ⅱ-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修等の機会が確保されている。</p>	a・⑥・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 新任職員についてはOJTにて指導しており、指導にあたってはスーパーバイザーに相応しい経験者が担当している。 ・ 研修計画に基づく研修に加えて、外部からの研修案内についても必要と判断すれば職員へ積極的に参加させている。研修参加者には復命書を提出させ、研修の成果を把握しており、内容について、職員会議などで他の職員へ伝達している。 		
<p>Ⅱ-2-(4) 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成が適切に行われている。</p>		
20	<p>Ⅱ-2-(4)-① 実習生等の養育・支援に関わる専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている。</p>	a・⑥・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 必要事項について明記された実習生受入れマニュアルが作成されており、保育士を中心に社会福祉士も受け入れている。 ・ 学校側とは丁寧に調整を行い実習生の受け入れを行っており、学校から提出されたスケジュールを調整し実習にあたらせている。さらなる取組みを期待する。 		

Ⅱ-3 運営の透明性の確保

		第三者評価結果
<p>Ⅱ-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。</p>		
21	<p>Ⅱ-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。</p>	a・⑥・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ホームページは法人が管理しており、現況報告、事業報告、事業計画などが公表されているが、情報が29年度以前のものであり、情報公開の在り方について検討したうえで、施設情報の充実と併せて透明性の確保に向けた取組みの強化に期待する。 ・ 年2回発行している広報誌は地域への発信の良い媒体なので、活動状況を中心とする内容から事業計画、苦情対応、第三者評価結果などについても掲載するように検討されたい。 		
22	<p>Ⅱ-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取</p>	a・⑥・c

	組が行われている。	
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 経理に関しては「経理規定」に定められている。年2回公認会計士による監査支援を得て指導を受けており、理事会等で決算報告を行うとともに承認を得ているが、現場職員への周知が課題である。 		

II-4 地域との交流、地域貢献

		第三者評価結果
II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a・b・c
<p>・ 地域住民に「地域交流スペース」を開放し、学区の会議や住民の方々のサロンとして多面的に活用するなど地域福祉に大きく寄与している。</p> <p>・ 今後の課題として、子どもとの交流を通じた「子どもと地域住民との関わり方」に関する基本的な考え方について文書化されることを期待する。</p>		
24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ ボランティア受入れマニュアルについても整備され必要事項についても網羅されており「企業社会貢献活動の受け入れ」「大学生による学習指導」「実習生の養育支援ボランティア」など多岐に亘り受け入れている。 ・ ボランティア活動や学習支援への協力活動は、地域と施設をつなぐ「架け橋」であり社会資源の活用としても有意義である。さらなる活用を期待する。 		
II-4-(2) 関係機関との連携が確保されている。		
25	II-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 個別には「児童現況調査票」に記載され、共通的な社会資源については一覧表にて共有化を図っている。 ・ 最も連携を必要とする児童相談所を始め、幼稚園、学校と密に連絡を取り合っており、必要に応じ意見交換を行うとともに子どもの養育・支援に当たっている。 		
II-4-(3) 地域の福祉向上のための取組を行っている。		
26	II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	a・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 「地域交流スペース」をふれあいセンター運営委員会や地域の女性会など地域住民に場所を開放し、地域の福祉ニーズ等の把握に取り組んでいる。 		
27	II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	a・b・c

<コメント>

・施設として「地域交流スペース」を開放しており、地域の民生委員児童委員協議会などの見学の依頼も増えてきている。見学等の機会を利用して児童虐待防止等の資料を提供するとともに理解を促している。

・近隣からは、高齢者のための災害時一時避難所として提供して欲しいとの要望があり、関係機関との協議により「地域交流スペース」の活用を検討する中で、近隣住民の要請に応えられることを期待する。

評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施

Ⅲ-1 子ども本位の養育・支援

		第三者評価結果
Ⅲ-1-(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		
28	Ⅲ-1-(1)-① 子どもを尊重した養育・支援提供について共通の理解をもつための取組を行っている。	a・⑥・c
<コメント> ・子どもを尊重する姿勢は理念の基本方針に明記され、倫理綱領や運営方針に沿った職員の共通理解のもと、子どもの養育、支援を実施している。実践できるように権利擁護に関するチェックリストを活用したり、GAP研修や勉強会も定期的に実施している。特に子どもの権利侵害については職員で共通した取組みにより、子どもの発達状態に合わせ分かりやすい説明を行っている。		
29	Ⅲ-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	a・⑥・c
<コメント> ・子どものプライバシー保護については職員会議等で職員へ周知し、マニュアルに沿って子どもの養育、支援に取り組んでいる。小学生の高学年から高校生へは個室の提供によりプライバシーを守る取組を実施しており、生活場面にも配慮したうえで快適な環境づくりが図られている。保護者へもプライバシー保護について周知される取組みが望まれる。		
Ⅲ-1-(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意（自己決定）が適切に行われている。		
30	Ⅲ-1-(2)-① 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a・⑥・c
<コメント> ・ホームページに施設の運営方針・特徴等について明示し、施設の特徴はパンフレットで紹介している。子どもの養育、支援については、関係機関と協力して子ども、保護者に説明し理解を得るよう努めている。		
31	Ⅲ-1-(2)-② 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	a・⑥・c
<コメント>		

<p>・施設が行う養育、支援の開始・過程について、関係機関と協力し保護者、子どもに丁寧に説明している。施設の理念や基本方針を示し、施設の目的や環境を理解して入所していただけるよう努めている。今後、保護者に対しての情報提供についてわかりやすい資料等を用意するなど、改善が図られることに期待したい。</p>		
32	<p>Ⅲ-1-(2)-③ 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。</p>	a・㉞・c
<p><コメント></p> <p>・子どもの養育、支援内容に変更が生じた場合は、施設内で話し合いを行うなど職員間で情報を共有し、関係機関、保護者に連絡している。</p> <p>・施設退所後も子どもの自発的な訪問を受け入れ、必要時は相談、助言し、問題が生じたときは関係機関に依頼するなど子どもの支援に努め、退園後の相談や訪問の状況も記録されている。</p>		
<p>Ⅲ-1-(3) 子どもの満足の向上に努めている。</p>		
33	<p>Ⅲ-1-(3)-① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。</p>	a・㉞・c
<p><コメント></p> <p>・毎月開催する児童会の運営は職員の指導のもと、年齢の段階に沿って子ども自身で行いながら意見や意向の把握に努めている。職員は個別に意見を聞く態度で臨み、食事の時間に声掛けを行うなど、常に子どもの表情や態度に気を付けるとともに、子どもの意見や要望がある時は時間を設け聴き取るよう努めている。</p> <p>・食事に関する嗜好調査は年に一度実施しているが、子どもの満足度向上のため、生活面に配慮した調査に対する仕組みづくりを職員全体で検討されることを期待したい。</p>		
<p>Ⅲ-1-(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。</p>		
34	<p>Ⅲ-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。</p>	a・㉞・c
<p><コメント></p> <p>・苦情解決責任者・苦情受付担当者等を設けており、苦情対応の仕組みを玄関に掲示している。保護者から苦情をいつでも申し出しやすい工夫を検討されるとともに、プライバシーに配慮した情報公開の仕組みを検討されたい。</p>		
35	<p>Ⅲ-1-(4)-② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。</p>	a・㉞・c
<p><コメント></p> <p>・小学生以上の子どもには、いつでも相談や意見について述べてもらうよう文書を渡し意見の把握に努めており「地域交流スペース」にハートポストを設置するとともに、子どもが自由に意見を述べやすい取組をしている。また、他の子どもに知られずに相談できる場所の設定、時間、対応職員などについて考慮した取組を職員全体で行っている。</p>		
36	<p>Ⅲ-1-(4)-③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。</p>	a・㉞・c
<p><コメント></p> <p>・子どもの意見には担当職員以外でも対応するよう職員間で情報を共有し、プライバシー配慮</p>		

も考慮した取組みを組織的に行っている。日頃はフロア一会議で情報共有して迅速な対応に取組み、職員会議等で養育、支援の検討を行っている。		
Ⅲ-1-(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。		
37	Ⅲ-1-(5)-① 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。	a・⑥・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・危険物の施錠管理や日々のタイムリーな内容も含め、ヒヤリハット、事故事例の収集した事例をもとに、子どもの安全確認を重視した取組みを実施しており、申し送りや職員会議で情報共有し再発防止に取り組んでいる。「リスクマネジメント委員会」の設置及び職員研修等さらなる取組みを期待する。 		
38	Ⅲ-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	a・⑥・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・感染症予防や発生時の対応マニュアルに基づき職員に周知している。担当者は子どもの身体状況を確認したうえで、職員間で情報共有し養育・支援に取り組んでいる。 ・感染症発生時は速やかに対応しているが、今後は感染症対策の充実を図る取組みとして、年一回のマニュアルの見直しと職員研修の充実について考慮されたい。 		
39	Ⅲ-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	a・⑥・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害時の対応マニュアルが作成されており、施設における災害時の体制が整えられている。施設長を中心に防災訓練や避難訓練が子どもと一体となって定期的に行われている。また、子どもと職員で避難訓練を行い、迅速な対応ができるようにしている。 ・災害時の安否確認体制も職員全体に周知しており、食糧等の備蓄品も規定以上に確保し入れ替えも適切に行われている。今後は事業継続計画の策定を期待する。 		

Ⅲ-2 養育・支援の質の確保

		第三者評価結果
Ⅲ-2-(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		
40	Ⅲ-2-(1)-① 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	a・⑥・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・養育・支援について標準的な文書化したマニュアルがあり、共通の認識のもと養育・支援が実施されている。子どもの養育・支援に向けての研修や個別対応の実践は、日々の中で滞りなく実施できているが、職員の理解度や職員個々の標準化に対する確認の仕組みがなく、今後は標準的な実施方法をさらに改善する前向きな姿勢を持ち、教育、研修の実施について検討されたい。 		
41	Ⅲ-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	a・⑥・c

<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・養育・支援については、保護者への対応、関係機関との調整、困難事例等の対応についてマニュアル化し、新人教育及び現任教育に取り入れ、職員の共通意識を持つ取組みを行っている。今後も研修や勉強会等で得た知識、情報等を取り入れ、幅広い視野を持ち内容の更新が引き続き継続されることが望まれる。 		
<p>Ⅲ-2-(2) 適切なアセスメントにより自立支援計が策定されている。</p>		
42	<p>Ⅲ-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な養育・支援実施計画を適切に策定している。</p>	a・⑥・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自立支援計画書の責任者を明確に定め子どもの養育・支援に取り組んでおり、児童指導員・保育士等関係職員の参加のもとで、子どものケースに応じてアセスメントが協議・検討され適切に作成されている。 ・自立支援計画は、子どもの意向、心身状態、生活状況、保護者や関係者の意見を踏まえた自立支援方針や目標などの情報のもと、子どもに理解される内容で具体的な養育・支援が明示され適切に策定されている。 		
43	<p>Ⅲ-2-(2)-② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。</p>	a・⑥・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・自立支援計画書の評価・見直しは、基本的には半年ごとに実施しており、見直し等に際しては関係職員と情報共有し養育・支援につなげている。 ・自立支援計画書を緊急に見直す場合や変更する場合において、子どもの意向の確認や同意の確認方法も含めた標準的な実施方法について文書化が望まれる。 		
<p>Ⅲ-2-(3) 養育・支援実施の記録が適切に行われている。</p>		
44	<p>Ⅲ-2-(3)-① 子どもに関する養育・支援実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化している。</p>	a・⑥・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもに関する養育・支援に関する情報は適切に記録し管理されている。「児童現況調査票」では職員間において共通理解ができる情報が明確にされ、自立支援計画に反映されている。 ・今後は、子ども個々の一貫した記録の標準化及び資料作成の在り方について、モニタリングの際の的確な資料となるよう努められたい。 		
45	<p>Ⅲ-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。</p>	a・⑥・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・個人情報保護規定及び取扱規定に基づいた取扱いについて職員へ周知し遵守している。記録の保存や情報提供について責任者を明らかにしており、保護者へ説明も行われている。 ・簡潔に伝えるべきポイントを押さえて書くことなど、指導や記録の整理及び管理に関する職員教育、研修の実施について検討されたい。 		

内容評価基準（25 項目）

※「共通評価基準評価対象Ⅲ 適切な養育・支援の実施」の付加項目

A-1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

		第三者評価結果
A-1-(1) 子どもの権利擁護		
A①	A-1-(1)-① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	㉑・・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの権利擁護についてのマニュアルや規定は職員へ配付されているが、理解の習熟度については各々の職員に任されている。 ・今後は、職員間の認識や支援方法の共通理解について確認し共有を促進するとともに、子どもから聴き取りを実施し権利侵害の早期発見に積極的に取組んでいる。 		
A-1-(2) 権利について理解を促す取組		
A②	A-1-(2)-① 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもたちへの権利関係の説明の際は、年齢に応じた分かりやすい言葉で丁寧に説明している。子どもに対しては、自分のもの、他人の物の区別を正しく理解できる内容で伝えるようにしており、自他の権利について例示した言葉を説明しながら伝えている。 ・今後は、事例発生時の介入にとどまらず、定期的・継続的に子どもたちと権利の学びの機会を設けるなどの取組みがなされることを期待したい。 		
A-1-(3) 生い立ちを振り返る取組		
A③	A-1-(3)-① 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生い立ちを振り返る取組を行っている。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもに生い立ちを伝えるために、児童相談所及び担当職員で吟味するとともに会議等で慎重に検討したうえで、個別に話せる環境で事実を説明している。事実の説明には保護者の同意のもとで児童相談所と連携を取りながら行い、事実を伝えた後は子どもの反応の把握に努め慎重に対応している。 ・子どもの個々の成長記録、写真なども子どもの希望に沿って収集、整理しており、今後は、成長記録として一貫した継続性のある生い立ちの整理も一案と思われる。 		
A-1-(4) 被措置児童等虐待の防止等		
A④	A-1-(4)-① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。	㉑・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員による体罰や不適切なかかわりについては、施設長などから指導が行われており、就業規則に明記し防止を徹底している。子どもに分かりやすく説明したり、自分自身を守るための 		

知識や具体的方法等について学習機会を設けている。

- ・職員、子どもに関わらずそれらを発見した場合は、施設長に報告するとともに内容の記録や処分を行う仕組みが明文化されており、小学生以上の子どもには自ら訴えることができる届け出、通告制度について説明したうえで資料と「はがき」を配付している。

A-1-1 (5) 子どもの意向や主体性への配慮		
A⑤	A-1-1 (5) -① 職員と子どもが共生の意識を持ち、生活全般について共に考え、快適な生活に向けて子ども自身が主体的に取り組んでいる。	a・⑤・c

<コメント>

- ・日々の生活の中で子どもの意見を聞き、生活の中に取り入れるようにしている。学校生活やアルバイトなどで時間調整が困難な場合もあるが、子どもの快適な生活のための意見を聞くよう努めている。
- ・例えば、金銭感覚が身につくよう発達状態に応じて自立の教育をしているが、今後は更に子どもが自身の生活のルールや余暇の過ごし方などに一層関心を持ち、主体的に判断や検討できる力が醸成できるような支援を期待したい。

A-1-1 (6) 支援の継続性とアフターケア		
A⑥	A-1-1 (6) -① 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。	a・⑥・c

<コメント>

- ・入所時には、関係職員で不安なく生活ができるよう温かい迎え入れをするなど工夫している。また、職員と信頼関係が生じるような声掛けと職員として共通した対応で不安の軽減を図っている。
- ・家庭復帰に関しては親子の関係修復などに合わせた短期間宿泊に取り組んでいる。退所時には個別対応しているが、施設としての統一した基本的な指針や支援方法の共有に向け文章化されるとともに、家庭復帰や施設変更などの退所時に、施設として具体的な方針や支援体制が確立されることを期待したい。

A⑦	A-1-1 (6) -② 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	a・⑦・c
----	---	-------

<コメント>

- ・日頃から子どもの要望や意見を担当者、自立支援担当職員を中心に相談を受けるようにしている。また、子どもが自立に向けた一人暮らしの体験を施設内でデモンストレーションできるように配慮し、子どもの不安を少なくするように努めている。
- ・退所に関して関係機関と連携を図りながら支援を行っており、それまでの担当職員が継続することとしている。
- ・今後は、施設として課題認識のある子どもに対する家庭復帰後の継続的支援が十分ではないと思われるので、支援の方向性を含め必要に応じた個別的かつ具体的な取り組みができる支援体制が構築されることを期待したい。

A-2 養育・支援の質の確保

A-2-(1) 養育・支援の基本		
A⑧	A-2-(1)-① 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。	a・⑥・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・ユニット式に転換後は、担当者がチームになって子どものありのままの姿を受け入れ、家庭的な雰囲気大切に取組みの中で、子どもが表出する言動を理解するよう努めながら養育・支援に取り組んでいる。 ・今後は子どもの担当者への信頼度の調査と職員の支援の質の確認と向上ができる仕組み作りと体制の構築を期待したい。 		
A⑨	A-2-(1)-② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活を構築することを通してなされるよう養育・支援している。	a・⑥・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・子ども一人ひとりの基本的欲求が満たされるよう、個別支援の内容を自立支援計画に反映している。例えば、日常生活の中で生活の決まりが身につくように関わっており、共同生活での入浴、帰宅時間の決まり等、子どもの状況に合わせた支援体制で臨んでいる。 ・養育や支援は可能な限り時間を掛け丁寧に対応しており、子どもの利益を第一に取り組んでいる。夜間の職員配置について子どもの安心感を考え、今後の施設運営の中で側面的支援に取り組まれることを期待したい。 		
A⑩	A-2-(1)-③ 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子どもが自ら判断し行動することを保障している。	a・⑥・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもが生活上身に付けなければならないことは、できるだけ自発的に行うよう取り組んでいる。子ども自身の環境整備や食事作りのため、職員の手間や時間の関係から先回り支援になっていることもあるが、できるだけ子どもの時間に合わせて、食事や片付け、宿題など自力で行うよう見守りや働きかけを行っている。 ・子どもの意思を尊重し育ちを支援する管理体制として、職員によってばらつきがでないような基本的な介入や支援の視点、方法などが共通理解のもとで、実践できる体制作りを期待したい。 		
A⑪	A-2-(1)-④ 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。	a・⑥・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもの発達段階に合わせた遊びや子どものニーズに合わせた遊び場の保障に取り組んでいる。近隣の公園を利用するなど、子どもの発達過程に応じて玩具、図書、テレビ等で、子どもの能力を伸ばす環境づくりを整え支援している。 ・幼児は幼稚園に通わせ、小学生以上の子どもへは、学習塾での学びや家庭教師等のボランティアを受け入れるなど学習支援体制を整えている。 		

A⑫	A-2-(1)-⑤ 生活のいとなみを通して、基本的な生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	a・㉔・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・子どもが社会生活を営む上で必要な知識等が習得できるよう実践している。社会規範として「してはならないこと」「しなければならないこと」を発達過程に応じ習得できるように取り組んでいる。年齢に合わせた様々な生活技術が身につくような取り組みを期待する。 ・SNSの取り扱いについて「厳しすぎる」の声も聞かれるが、一緒に考える時間を設け、安全な社会常識を身につけるよう働きかけている。子どもたち自身が自分の身を守ることを含めた健全利用できる能力が養われるよう支援する取り組みを期待したい。 		
A-2-(2) 食生活		
A⑬	A-2-(2)-① おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。	㉕・b・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・「食育年間活動計画」のもと、年齢別の食育に関する支援やユニット調理支援に組み込み「楽しい雰囲気の中で食事をする」をモットーに食育を実践している。ユニット内で調理をすることは、家庭的な雰囲気が醸し出され、調理の手伝いや食べ物の素材を知るなど学ぶことは多く、コミュニケーションの場にもなっている。 ・年に1回嗜好調査を行い食育会議で検討のうえ献立に反映している。食事は年齢差のある子どもたちが一緒に楽しく家庭的に食事をとる機会であり、楽しい食事時間の確保と継続的な支援・養育の場とされることを期待したい。 		
A-2-(3) 衣生活		
A⑭	A-2-(3)-① 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	a・㉔・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・季節に合わせた衣類選びや買物の選択ができるように支援しており、幼児の場合は担当職員が全面的に支援し、小学生は職員と一緒に買物に行き本人の意向を踏まえて衣類の購入をしている。中学生以上は予算を決め、衣類の購入計画を立て、子どもの好みに合った衣類が購入できるよう支援している。 		
A-2-(4) 住生活		
A⑮	A-2-(4)-① 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。	a・㉔・c
<p><コメント></p> <ul style="list-style-type: none"> ・幼児、低学年においては、各個人のスペースが確保され整理整頓されている。学童ユニットは個室で子ども自身の好みに合わせた空間が確保され、子ども自身で居心地の良い居室の整理整頓、清掃などが習慣づけられるよう取り組んでいる。共有スペースは子どもが落ち着けるよう整理整頓されている。 ・子どもの状況に合わせて清掃、大掃除などを行い、環境整備の習慣化ができるよう取り組んでいる。 		

るが、今後は、日ごろの整理整頓・掃除の必要性や大切さの意義を子どもに理解させたい。で、習慣として身につくよう支援体制が構築されることを期待したい。

A-2-(5) 健康と安全

A⑯	A-2-(5)-② 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	a・⑯・c
----	---	-------

<コメント>

- ・年に2回の健康診断の実施や学校での健康診断の情報をもとに、子どもたちの健康状態を把握しており、健康上、医療機関の受診が必要な時は、速やかに受診・治療ができる体制がある。
- ・今後は、基礎的医療や最新の医療・健康に関する知識などの情報を把握するため、定期的かつ継続的な研修の開催を期待したい。

A-2-(6) 性に関する教育

A⑰	A-2-(6)-① 子どもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	a・⑰・c
----	---	-------

<コメント>

- ・命の大切さ、自分を大切にすること、他者への思いやりということについて、子どもの発達過程に応じてわかりやすく説明している。個別の指導や不適切事案が発生したケースはその都度対応しており、異性とのかわりがある中で、正しい知識を持ち、性への意識ができるように組織として取り組んでいる。
- ・今後は、全体的な事柄や年齢別、男女別など様々な視点から必要な「性や誕生や命」の課題等について、職員を含め子どもたちへの計画的・継続的な研修や教育の機会が設けられることが望まれる。

A-2-(7) 行動上の問題及び問題状況への対応

A⑱	A-2-(7)-① 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	⑱・b・c
----	--	-------

<コメント>

- ・子ども個々の生活が持続的に安定するために、行動上の問題に対して厳しい対応をすることもありますが、子どもの安全を優先的に考え、できる限りのフォローを行い問題の解決に臨んでおり、必要な場合は関係機関につなげ記録、保存している。
- ・今後は、課題のある子どもの背景の抽出と支援方法や視点について、職員がバーンアウトにならないよう効果的な改善策につなげるとともに、職員間で共通理解ができる体制の構築を期待したい。

A⑲	A-2-(7)-② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	⑲・b・c
----	--	-------

<コメント>

- ・年齢別で落ち着いた生活ができるよう施設構造を活用しきめ細かい支援を行っている。横割りのユニット体制で、子ども同士の関係性をすべて配慮することは困難だが、子どもの日々の

生活状況を把握している。暴力や不適切な行動をとる子どもには、施設長を中心として職員間の連携で情報を共有し、子ども間の暴力、いじめの原因を究明し問題発生予防のための点検を行うとともに、必要に応じ見直しを行っている。

A-2-(8) 心理的ケア

A⑳	A-2-(9)-① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	a・㉑・c
----	---	-------

<コメント>

- ・子どもが安心して相談が受けられるよう個室スペースを設けており、心理的ケアが必要な子どもに対して常勤の心理療法担当職員を中心に、自立支援計画書に基づいて養育・支援が行われている。
- ・今後は、他の職員や児童相談所などとの連携も深めながら、心理療法が必要としている子どもに対して対応できる体制の構築を期待するとともに、心理療法担当職員を中心に職員研修、スーパービジョン等の活用を考慮した取組みについて検討されたい。

A-2-(10) 学習・進学支援、進路支援等

A㉑	A-2-(9)-① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	a・㉑・c
----	---	-------

<コメント>

- ・子どもが落ち着いて勉強できる環境づくりに配慮しており、職員が基礎学力を身に付けることを目標に学習支援を行っている。また、学生ボランティアの協力により、中学生・高校生には必要に応じ学習支援を行っている。
- ・担当職員による学校生活の把握により、忘れ物、宿題などの点検の声掛け等、子どもに応じて養育・支援をしている。障害がある子どもには個別に対応している。

A㉒	A-2-(9)-② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	a・㉑・c
----	--	-------

<コメント>

- ・30年度から「自立支援担当職員」を常勤職員として配置し、子どもの希望、可能性、能力を考えた進路の選択支援を行っている。進路の選択については、本人の意向や希望を第一に、本人・保護者・学校と施設及び児童相談所で情報を共有し、子どもと担当職員と十分に話す機会を設け可能性や課題を確認して、進学や就労できるよう支援を行っている。
- ・進路決定は困難なことが多く、子どもの能力に応じて希望する進路を変更せざるを得ないこともあるため、本人が納得いくように話し合いの機会を設けるよう努めている。

A㉓	A-2-(9)-③ 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	a・㉑・c
----	--	-------

<コメント>

- ・アルバイトについては基本的に高校生からできるようにしており、保護者の同意や理解を得ながら、本人の希望と生活態度や学力を考慮し許可したうえで、社会経験を積む場所としている。子どもが経験することで、社会の仕組みやルールを身に付け、挨拶の仕方、金銭感覚、自分の責任感等自分の姿勢や態度に変化が生じている。アルバイト先や実習先への事前訪問や連絡など、生活、学業とアルバイト等が両立できるよう支援している。

A-2-(10) 施設と家族との信頼関係づくり		
A㉔	A-2-(10)-① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	a・㉔・c
<p><コメント></p> <p>・家庭支援専門相談員を中心に家族の相談に応じ、信頼関係に努めるとともに、児童相談所の窓口ともなり、子どもの養育・支援に取り組んでいる。家庭支援専門相談員へ保護者からの相談多いとは言えないが、施設から保護者へは子どもに関係する学校行事、地域や施設行事の案内などを随時知らせている。</p>		
A-2-(11) 親子関係の再構築支援		
A㉔	A-2-(12)-① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	a・㉔・c
<p><コメント></p> <p>・家庭支援専門相談員を中心として、関係機関と連携を取りながら家庭支援に取り組んでいる。面会、外出、一時帰宅など子どもとの関係づくりのために、面会の場として親子生活訓練室を活用し家族支援を実施している。家庭支援専門相談員を核として家庭復帰できる支援体制について、施設内外に構築できる取組みを期待したい。</p>		